

共同学校事務室です！

第8弾！ (教職員向け)

発行日：令和6年11月27日発行
発行：紋別市共同学校事務室

令和6年度活動状況中間報告

「共同学校事務室って何しているんだろう？」と思っている方がほとんどだと思います。少しでも知っていただきたいと思います、今年度の取組の一部を紹介します。

まず、共同学校事務室とは、地方教育行政の組織及びに運営に関する法律第47条の4により、2以上の学校のうちいずれか1つに共同学校事務室を置くことができると法律に定められている組織となり、紋別市では、令和3年度より設置されております。

[報告]紋別市立学校私費会計事務処理要領について



留意点

- ・原則として口座振替・振込（現金のやり取りをしない）
- ・複数人でチェック（1人にまかせない）
- ・文書は校長名で配布（個人で扱わない）

紋別市の私費会計事務処理要領は、様式の元データがないことや、古いままで更新されていない部分がありました。金銭事故防止の観点から、共同学校事務室で他市町村の要領を参考に内容を検討しました。完成後、9月に教育委員会へ提案しました。現在は、教育委員会内で検討していただいております。提案したものを参考していただき、改訂に繋がればと考えております。

[報告]礼文町教育研究会学校事務サークルの視察対応について



11月1日（金）紋別市文化会館で、礼文町の事務職員5名が来庁し、紋別市共同学校事務室長、名達アドバイザー、紋別市教育委員会学務課庶務係中山係長の3名が対応し、紋別市共同学校事務室の取組について交流しました。

礼文町では、新採用者が多く共同学校事務室を設置して、支援体制を構築できないか模索しているような状況でした。そのため、紋別市共同学校事務室で行っている新採用者支援（新採用者が採用された学校に他の事務職員が支援に行く・新採用者が他の学校に視察に行き、自身の学校との違い等を学ぶ）や、昨年度実施した事務職員未配置校支援等について説明しました。また、運営上の課題について、事務職員は基本的に学校に1人配置のため、他の学校の事務職員と一緒に活動することがないことから組織として動く難しさ等を交流しました。



共同学校事務室 目安箱

こんなことできる？こんなこと知りたい！などなど、ぜひ、ご意見ご要望をお寄せください。

URLはこちら：

<https://forms.gle/LaHk4cRJueFQzECX7>